**木造住宅の耐震診断・改修費用と危険ブロック塀の除却費用を助成します**

**問い合わせ　建築指導課指導担当　電話 23-8057**

詳しい内容は、各担当にお問い合わせください。

　木造住宅の耐震診断・改修費用と、危険ブロック塀の除却費用を助成します。

　詳しい要件などは、建築指導課または各総合支所地域振興課まで、事前に問い合わせください。

**木造住宅の耐震診断助成**

　木造住宅の耐震診断の助成を行います。

■対象建築物

　昭和56年5月31日以前に建築した3階建て以下の木造戸建て住宅

■負担金

　８4００円

※２００平方メートルを超える場合は、延べ床面積によって負担金が増額します。

■受付期間

　5月6日木曜日～令和4年1月31日月曜日

**木造住宅の耐震改修工事助成**

　木造住宅の耐震改修工事や建て替えを助成します。

■対象建築物

　市が実施した耐震診断により作成した改修計画に基づき、改修工事や建て替えを行う住宅

※増築や減築を伴う改修工事は補助対象外になる場合があります。

■補助金額

　改修費用の5分の4（限度額100万円）

※耐震改修工事に併せて行う耐震改修工事以外の工事も、上乗せがあります。

■受付期間

　5月6日木曜日～令和4年1月31日月曜日

**危険ブロック塀などの除却助成事業**

　危険なブロック塀などを除却し、新たに設置する塀などの工事費用を助成します。

■除却・設置対象の塀

除却対象　道路からの高さが1メートル以上（擁壁上の場合は0・4メートル以上）で、平成30年以降に市が実施した調査で「特に問題なし」以外に判定されたブロック塀

設置対象　除却対象となったブロック塀の跡地に設置する生垣・フェンス・板塀などのブロック塀以外の軽量な塀

■補助金額

除却工事費用　除却工事に要した費用の6分の5

※除却部分の面積に対して、1平方メートル当たり4千円を乗じた額と、15万円ののいずれか低い額が限度額

となります。

設置工事費用　除却対象のブロック塀の跡地に設置する費用の2分の1

※限度額1メートル当たり6千円を乗じた額と、10万円のいずれか低い額

※大崎市産木材の板塀を設置する場合は、見付面積に1平方メートル当たり3千円を加算します（限度額5万円）。

**風しん抗体検査・予防接種事業を実施しています**

**問い合わせ 健康推進課保健・地域医療担当　電話 23-5311**

　風しん感染拡大防止対策として、これまで、風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった男性を対象に、無料で風しんの抗体検査と予防接種を実施しています。

■実施期間

　令和4年2月28日月曜日まで

■対象者

　昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

※クーポン券は送付済みですが、持っていない人は、問い合わせください。

■抗体検査の受け方

　次のいずれかの方法で受けることができます。

❶市内の医療機関に電話予約して受検

※医療機関は、市ウェブサイト、またはクーポン券に同封しているチラシで確認してください。

❷各事業所（職場）での健康診断の際に受検

※事業所の担当者に問い合わせください。

❸特定健康診査（おおさき市民健診）の際に受検

※待ち時間が長くなることがあります。

■予防接種の受け方

　抗体検査の結果、「陰性」の判定を受けた人が対象になります。結果通知が届いたら、医療機関に電話予約をして接種してください。

※検査結果が届くまで、1カ月程度かかります。（受検方法により異なります）

■持ち物（抗体検査・予防接種共通）

❶本人確認書類（健康保険証、運転免許証など）

❷市から郵送したクーポン券

❸風しん抗体検査結果通知（抗体検査の判定が「陰性」で、予防接種を受ける人のみ）

**中小企業者・小規模企業者を支援します**

**問い合わせ 産業商工課商工振興担当　☎ 23-7091**

工事発注先や備品購入先は市内業者です。

　詳しい要件など、事前に問い合わせください。

※市税などの滞納がある場合は申請できません。

**1中小企業・小規模企業者施設改修・設備投資促進補助金**

　市内での事業の拡大、生産効率、サービスの向上などを目的とする施設の改修工事や設備の購入費などを補助します。

対象者　地域の商工団体の会員で、市内で10年以上（設備投資は5年以上）営業実績のある、中小企業者・小規模企業者

補助額　補助対象経費のうち2分の1以内（限度額100万円）

**2中小企業・小規模企業者持続化事業補助金**

　広報費やデザイン開発費など、業務の効率化や販路拡大に必要な費用を補助します。

対象者　地域の商工団体から推薦を受けた中小企業者・小規模企業者

補助額　補助対象経費の2分の1以内（限度額20万円）

**3中小企業・小規模企業者持続化事業補助金（中小企業製造業者）**

　自ら製造する工業製品、新技術の販路開拓に必要な費用を補助します。

対象者　地域の商工団体またはNPO 法人未来産業創造おおさきから推薦を受けた中小企業者

補助額　補助対象経費の2分の1以内（限度額20万円）

**4おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金**

　市内での新たな創業に必要な店舗改装費や設備費、広報費などを補助します。

対象者　地域の商工団体から推薦を受け、市内で新たに創業する人

補助額

▼ UIJ ターン型　補助対象経費の3分の2以内（限度額100万円）

▼ 女性創業者　補助対象経費の3分の2以内（限度額50万円）

▼ 一般型　補助対象経費のうち2分の1以内（限度額１００万円）

**5商店街空き店舗活用事業補助金**

　商店街などに属する空き店舗を借用した開業に必要な、店舗改装費、設備・備品費、広報費、商店開発費などを補助します。

対象者　地域の商工団体から推薦を受けた店舗

補助額　補助対象経費の3分の2以内（限度額100万円）

■募集期間

　予算に達した時点で受付を終了します。

**1、2**　　6月1日火曜日～7月31日土曜日

**3、4、5**　5月6日木曜日～

■補助金の申込先

**1、2、4、5**

▼ 古川商工会議所　電話 24-００５５

▼ 大崎商工会　電話 52-２２７２

▼ 玉造商工会　電話 72-００２７

**3**

▼ 産業商工課企業立地担当　電話 23-7091

**農産加工や農家レストランを支援します**

**問い合わせ　農林振興課農業経営・水田農業担当　電話 23-7090**

市内農業者が行う農産加工施設や農家レストラン、農産加工品直売所などの施設整備に加え、今年度より、加工品販売に必要な経費に対しても補助金を交付します。

　申し込み方法など、事前に詳しい要件を問い合わせください。

※国・県の補助事業を活用する場合は、申請できません。

■対象者

❶認定農業者

❷認定新規就農者

❸農業法人

❹農林業者3戸以上で構成する団体組織

■補助対象経費

❶食品農産加工施設や農家レストラン、農産加工品直売所などの改修や整備・製造、製品に関係する機械などを導入する経費

❷加工販売に必要な経費（ラベル・ホームページなどの作成、加工品委託試作費、コンサル経費など

※事務用備品、冷暖房設備の経費は補助対象外です。

■補助額　補助対象経費の2分の1以内

※ 施設整備の上限額は、１５０万円、加工販売促進の上限額は20万円、農家レストランなどの施設整備の上限額は、５００万円です。

■申込方法

5月6日木曜日～6月18日金曜日に農林振興課または各総合支所地域振興課農林担当へ申し込み